

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成25年度第3回総会議案書

日時 : 平成26年3月25日(火) 15時30分～
場所 : ふくしま中町会館 6階 南会議室

目 次

議案第1号	平成26年度事業計画(案)について.....	1
議案第2号	平成26年度歳入歳出予算(案)について.....	3
議案第3号	平成26年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について.....	6
議案第4号	事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について..	7
議案第5号	事務手続き等に係る付帯決議について.....	8
議案第6号	事務処理規定の一部改正について.....	9

議案第 1 号 平成 26 年度事業計画(案)について

平成 26 年度事業計画 (案)

1 基本方針

本県農業は、東日本大震災および原発事故により甚大な被害がもたらされた。福島県をはじめ関係機関・団体は、生産基盤の復旧・復興に向けた取り組みに加え、農畜産物の安全・安心確保対策として除染をはじめ放射性物質吸収抑制対策に取り組んできた。

特に米については、県の管理に基づく米の全量全袋検査に取り組み、食品衛生法に定める放射性物質の基準値を超える農畜産物を市場に流通させない取り組みを実施してきた。

こうしたことから、本県産農産物の販売については、依然として風評等による価格や取引低迷の影響が残るものの、新たに作付再開する区域の拡大等に伴い営農を再開する動きが広がってきている。

引き続き、本推進会議は、地域農業再生協議会等や国、県、市町村、JA等関係機関・団体との連携を密にし、26年産米の生産数量目標に係る地域間調整に積極的に取り組み、東日本大震災・原発事故により被災した農家の所得確保と本県産米の需給調整の実効性確保を図る。

さらには、国の新たな米政策を踏まえ、経営所得安定対策における制度見直しの周知徹底と加入推進、および水田フル活用ビジョンに基づく産地交付金等の有効活用により戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進を図るとともに、担い手の育成・確保や耕作放棄地の解消に向けた取り組みを通して、本県水田農業改革と地域農業の復興再生の取り組みを積極的に進める。

2 重点推進事項

- (1) 経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進
- (2) 地域農業再生協議会の活動支援
- (3) 26年産米生産数量目標の地域間調整の取組み推進
- (4) 水田フル活用の促進及び担い手育成・耕作放棄地の解消対策
- (5) 攻めの農業実践緊急対策の推進
- (6) 円滑な事務執行体制の確立
- (7) その他、地域農業の振興及び復興再生等の取り組みに必要なこと

3 事業計画

目 的	事 業 内 容	事 業 計 画
<p>本県の水田農業改革の促進、経営所得安定対策の加入推進、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進等の水田フル活用対策、地域農業の振興、および農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資する。</p>	<p>経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動、リーフレット作成等による制度変更の周知徹底 ・ 経営所得安定対策への加入促進
	<p>地域農業再生協議会の活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業再生協議会の、経営所得安定対策への加入促進等に向けた取り組み活動の支援 ・ 地域農業再生協議会の円滑な事務執行の支援
	<p>26年産米生産数量目標の地域間調整の取組み推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産が困難な地域と生産余力のある地域との間での、方針作成者間調整の推進 ・ 県推進会議の仲介による譲渡者および譲受者の公平性の確保
	<p>水田フル活用促進及び担い手育成・耕作放棄地の解消対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業再生協議会が行う活動の指導・支援 ・ 水田フル活用ビジョンの策定と実践支援
	<p>攻めの農業実践緊急対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻めの農業実践緊急対策補助金等の交付 ・ 会議・研修会等の開催（対象：地域農業再生協議会事務局等） ・ 地域農業再生協議会に対する指導
<p>その他、地域農業の振興及び復興再生等の取組みに必要なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県営農再開支援事業を活用した事業の実施（放射性物質吸収抑制対策の周知等） ・ 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の推進 ・ 地域農業再生協議会が行う活動の指導・支援 	

議案第2号 平成26年度歳入歳出予算(案)について

平成26年度歳入歳出予算書総括表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		26年度予算額	25年度予算額	予算差異
会計区分	科目	①	②	① - ②
I 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策推進事業費)補助金等会計	歳入額	836,562	1,634,410	▲797,848
	歳出額	836,562	1,634,410	▲797,848
	差引残高	0	0	0
II 攻めの農業実践緊急対策補助事業基金会計	歳入額	0	1,273,636	▲1,273,636
	歳出額	0	1,273,636	▲1,273,636
	差引残高	0	0	0
会計合計	歳入額	836,562	2,908,046	▲2,071,484
	歳出額	836,562	2,908,046	▲2,071,484
	差引残高	0	0	0

I 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策推進事業費)補助金等会計歳入歳出予算

1 歳入の部

(単位：千円)

科 目		26年度	25年度	予算差異	備 考
大科目	中 科 目				
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	17,862	15,000	2,862	
	2 福島県営農再開支援事業補助金	15,000	15,710	▲710	
2 負担金	1 負担金	2,700	2,700		県 1,350 中央会 1,350
3 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	1,000	1,000		
4 地域間調整料金	1 受入調整料金	800,000	1,600,000	▲800,000	
歳入合計(A)		836,562	1,634,410	▲797,848	

2 歳出の部

(単位：千円)

科 目		26年度	25年度	予算差異	備 考
大科目	中 科 目				
1 管理費	1 一般管理費	21,362	18,500	2,862	
	2 営農再開支援活動費	15,000	15,710	▲710	
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	100	100		
	2 稲WCS部会活動費	100	100		
3 地域間調整料金	1 支払調整料金	800,000	1,600,000	▲800,000	
歳入合計(A)		836,562	1,634,410	▲797,848	

3 差引残高(A - B)

0 千円

II 攻めの農業実践緊急対策補助事業基金会計歳入歳出予算

1 歳入の部

(単位：千円)

科 目		26年度	25年度	予算差異	備 考
大 科 目	中 科 目				
1 補助金	1 攻めの農業実践緊急対策補助事業補助金	0	1,273,636	▲1,273,636	
歳 入 合 計 (A)		0	1,273,636	▲1,273,636	

2 歳出の部

(単位：千円)

科 目		26年度	25年度	予算差異	備 考
大 科 目	中 科 目				
1 基金繰入	1 攻めの農業実践緊急対策補助事業補助金基金繰入	0	1,273,636	▲1,273,636	
歳 出 合 計 (B)		0	1,273,636	▲1,273,636	

3 差引残高(A-B)

0千円

(注1)

【攻めの農業実践緊急対策補助事業基金の増減見込み】

年度始現在額	1,273,636 千円	・25年度繰越金：1,273,636千円
年度中増加額	0 千円	
年度中減少額	600,000 千円	・助成金交付及び県推進会議自ら行う取組に要する経費：596,000千円、および県推進会議事務費：4,000千円として執行見込み。ただし、平成26年末までの活用見込み。
年度末現在額	673,636 千円	

(参考)

【大豆・麦等生産体制緊急整備事業の増減見込み】

現在残高	245,395 千円	・平成26年3月17日現在：245,395,678円
年度中増加額	0 千円	
年度中減少額	245,395 千円	・25年度事業として執行見込み 69,518千円 ・期間延長措置により4月以降納品となる取組 15,877千円 ・豪雪被害特例措置による取組 160,000千円
年度末現在額	0 千円	

議案第3号 平成26年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

(1) 福島県 270分の135

(2) 福島県農業協同組合中央会 270分の135

2 1で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

議案第4号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

- 第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。
- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、5月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担の割合）

- 第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が270分の135、中央会が270分の135とする。

（その他）

- 第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16
福島県
代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県農業協同組合中央会
代表者 会長

議案第5号 事務手続き等に係る付帯決議について

平成26年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

- 1 東北農政局長等の承認に係る申請に関する事。 (申請等の字句等の修正に関する事を含む。)
- 2 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関する事。

議案第6号 事務処理規程の一部改正について

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行												
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程												
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定												
平成17年 4月18日一部改正	平成17年 4月18日一部改正												
平成19年 1月10日一部改正	平成19年 1月10日一部改正												
平成19年 3月27日一部改正	平成19年 3月27日一部改正												
平成19年 6月18日一部改正	平成19年 6月18日一部改正												
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正												
平成21年 3月27日一部改正	平成21年 3月27日一部改正												
平成21年 6月16日一部改正	平成21年 6月16日一部改正												
平成22年 5月12日一部改正	平成22年 5月12日一部改正												
平成23年 5月23日一部改正	平成23年 5月23日一部改正												
平成24年 3月21日一部改正	平成24年 3月21日一部改正												
平成25年 3月14日一部改正	平成25年 3月14日一部改正												
<u>平成26年 3月 日一部改正</u>	<hr/>												
第1・2条 (略)	第1・2条 (略)												
(事務処理体制)	(事務処理体制)												
第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。	第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福島県</td> <td style="width: 30%;">経営所得安定対策等に係る事務</td> <td style="width: 50%;">農林水産部水田畑作課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>経営所得安定対策等の周知お</td> <td></td> </tr> </table>	福島県	経営所得安定対策等に係る事務	農林水産部水田畑作課長		経営所得安定対策等の周知お		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福島県</td> <td style="width: 30%;">経営所得安定対策等に係る事務</td> <td style="width: 50%;">農林水産部水田畑作課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>経営所得安定対策等の周知お</td> <td></td> </tr> </table>	福島県	経営所得安定対策等に係る事務	農林水産部水田畑作課長		経営所得安定対策等の周知お	
福島県	経営所得安定対策等に係る事務	農林水産部水田畑作課長											
	経営所得安定対策等の周知お												
福島県	経営所得安定対策等に係る事務	農林水産部水田畑作課長											
	経営所得安定対策等の周知お												

改正後			現行		
	よび推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 <u>攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務</u> その他規約第4条第1項第2号に係る事務			よび推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 <hr/> その他規約第4条第1項第2号に係る事務	
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金に係る事務 <u>攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務</u> その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長	福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金に係る事務 <hr/> その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長
全国農業協同組合連合会 福島県本部	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	米穀部長	全国農業協同組合連合会 福島県本部	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	統括部長	福島県米穀肥料協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事	福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事	福島第一食糧卸協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

平成16年4月 8日制定
 平成17年4月18日一部改正
 平成19年1月10日一部改正
 平成19年3月27日一部改正
 平成19年6月18日一部改正
 平成20年6月20日一部改正
 平成21年3月27日一部改正
 平成21年6月16日一部改正
 平成22年5月12日一部改正
 平成23年5月23日一部改正
 平成24年3月21日一部改正
 平成25年3月14日一部改正
平成26年3月 日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的にすることを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進会議における事務処理は、軽易なものを除き、全て文書をもって行わなければならない。

- 2 ファクシミリ、電子メールその他の方法で照会、回答、報告又は打合せ等を行ったときは、文書に準じて処理する。
- 3 推進会議の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかななければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。

福島県	経営所得安定対策等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 <u>攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務</u>	農林水産部水田畑作課長
-----	---	-------------

	その他規約第4条第1項第2号に係る事務	
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 <u>攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務</u> その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長
全国農業協同組合連合会 福島 県本部	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島県担い手育成総合支援協議会	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	会長(福島県農業会議事務局長)
福島県耕作放棄地対策協議会	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	事務局長(福島県農業会議農地・経営部長)

2 専門部会に関する事務処理は、会長が別に定める専門部会設置要領の規程にもとづき実施するものとする。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、推進会議規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成16年4月8日議決)

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成17年4月18日議決）

この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則（平成19年1月10日議決）

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月27日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月18日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日議決）

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則（平成21年3月27日議決）

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成21年6月16日議決）

この規程は、平成21年6月16日から施行する。

附 則（平成22年5月12日議決）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月23日議決）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日議決）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日議決）

1 この規程は、平成25年3月14日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 第3条中「農業者戸別所得補償制度等」を「経営所得安定対策等」に改める。

3 第3条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。

附 則（平成26年3月25日議決）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。